

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリ  
ストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文目次

○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）（抄）	1
○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）	1
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）（抄）	1
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）（抄）	2
○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	2
○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）（抄）	2
○行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第三百九十号）（抄）	3

○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年法律第四百六十七号）（抄）

（行政手続法を準用する場合の読替え）

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第六条第六項の規定による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第二十六条	不利益処分	法第六条第七項の規定による命令
第二十七条第二項	聴聞を経てされた不利益処分	

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）

（仮の命令）

第六条 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為（第二条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2～5 （略）

6 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないと認めるときは、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができる。

8～11 （略）

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）（抄）

（行政手続法の規定を準用する場合の技術的読替え）

第三条 法第八条第四項の規定により行政手続法（平成五年法律第八十八号）の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政手続法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第二十六条	不利益処分	国際テロリスト財産凍結等特別措置
第二十七条第二項	聴聞を経てされた不利益処分	法第八条第五項の規定による指定

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）（抄）

（仮指定）

第八条 国家公安委員会は、第四条第四項の規定及び行政手続法第十三条第一項の規定によっては財産の隠匿その他の行為により指定後に次章の規定による措置の確実な実施を図ることが著しく困難となると認めるときは、これらの規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、仮に指定をすることができる。

2・3 (略)

4 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取（以下この条において単に「意見の聴取」という。）について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 国家公安委員会は、意見の聴取の結果、仮指定が不当でないとき、第四条第四項の規定及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで指定をすることができる。

6～9 (略)

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不服申立ての制限）

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号（第十二条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかつた者については、この限りでない。

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）（抄）  
（行政手続法の一部改正）

第五十四条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「法令に基づいて」を「法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて」に改め、同項第十五号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

第二十七条の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条第一項中「行政庁又は主宰者が」を削り、「基づいてした処分」を「基づく処分又はその不作為」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

○行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第三百九十号）  
行政不服審査法の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。